

第4次

南島原市行政改革大綱

(素案)



令和2年3月

南島原市

目 次

1. これまでの取り組み	1
2. 行政改革の必要性	5
3. 行政改革の基本項目	6
4. 行政改革の基本方針	7
実施期間	
推進体制	
5. 行政改革の具体的な取り組み	7
《基本項目1》 選択と集中による行財政運営	7
▶ 事務事業の見直し	
▶ 地域協働の推進	
《基本項目2》 健全で持続可能な財政基盤の確立	8
▶ 財政の健全化	
▶ 債権の適正管理	
▶ 自主財源の確保	
▶ 歳出の抑制	
《基本項目3》 スマート自治体の推進	9
▶ 行政手続のデジタル化	
▶ 行政事務の効率化	
《基本項目4》 効率的な組織の構築と職員力の向上	11
▶ 効率的な組織の構築	
▶ 職員力の向上	

1 これまでの取り組み

本市は、平成18年3月31日の8町合併により、「南島原市」として歩み始めて15年を迎えました。合併直後の平成18年度を「行革元年」と位置づけて、第1次行政改革大綱を策定し、第2次、第3次と行政改革に切れ間なく取り組んでおります。

第1次行政改革大綱から第3次行政改革大綱では、行政コストの削減と、それによる財政の健全化を主軸に、「職員定員の適正化」「効率的な組織の構築を図るための組織機構改革」の取組を行っており、各計画期間内で想定された課題への対応策として「電子自治体の推進」「地域協働の推進」「自主財源の確保」「債権の適正管理」といった取組を進めて参りました。

これらの取組により、経常収支比率や実質公債費比率といった財政指標が、合併当初と比較して改善しております。

◆ 計画策定の背景

計画期間	計画	主な背景
平成18～ 平成22	第1次 行政改革大綱	・ 合併による肥大化した組織 ・ 先送りされた地方債残高の増嵩
平成23～ 平成27	第2次 行政改革大綱	・ 合併算定替えによる財政支援期間での財政 基盤強化
平成28～ 令和2	第3次 行政改革大綱	・ 地方交付税の段階的縮減 ・ 合併前に各町で建設された重複、かつ老朽 化した公共施設 ・ 定員化適正化計画により職員数が減少する 中で、効率的で効果的な組織作り

◆ 第1次計画、第2次計画、第3次計画の概要

	基本方針	具体的な取組み
第1次行政改革大綱	<ul style="list-style-type: none"> ○機構・組織の見直し ○職員の定員と給与の適正化 ○事務事業の見直しとコスト削減 ○公営施設の民営化と統廃合の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政の担うべき役割の重点化 ●機構組織の再編整備 ●定員管理及び給与の適正化 ●人材育成の推進 ●公正の確保と透明性の向上 ●電子自治体の推進 ●財政健全化
第2次行政改革大綱	<ul style="list-style-type: none"> ○選択と集中による行財政運営 ○効率的な組織の構築 ○人事管理の適正化 ○健全で持続可能な財政基盤の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ●事務事業の見直し ●地域協働の推進、情報の共有化 ●職員定数の削減 ●人材の育成 ●効率的でわかりやすい組織づくり ●財政の健全化 ●自主財源の確保
第3次行政改革大綱	<ul style="list-style-type: none"> ○選択と集中による行財政運営 ○健全な財政運営 ○効率的な組織の構築と職員力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●事務事業の見直し ●地域協働の推進、情報の共有化 ●公共施設の適正管理 ●財政の健全化 ●債権の適正管理 ●自主財源の確保 ●歳出の抑制 ●効率的な組織の構築 ●職員力の向上

◆ 財政効果

	財政効果	主な効果額（財政効果額の上位3項目のみ）
第1次行政改革大綱	<p>約25億3千万円</p> <p>※H17年比</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎経常経費の見直し 12億6千万円 ・定員適正化計画推進 6億6千万円 ・イベント等補助金見直し 1億1千万円
第2次行政改革大綱	<p>約6億7千万円</p> <p>※H22年比</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画推進 6億3千万円 ・遊休財産売却 3千万円 ・市長等給与削減 1千万円
第3次行政改革大綱	<p>約21億3千万円</p> <p>※H27年比（一部異なる）</p> <p>※H28～R1の4年間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと応援寄附の推進 16億9千万円 ・定員適正化計画の推進 4億3千万円 ・遊休財産の利活用 3千6百万円

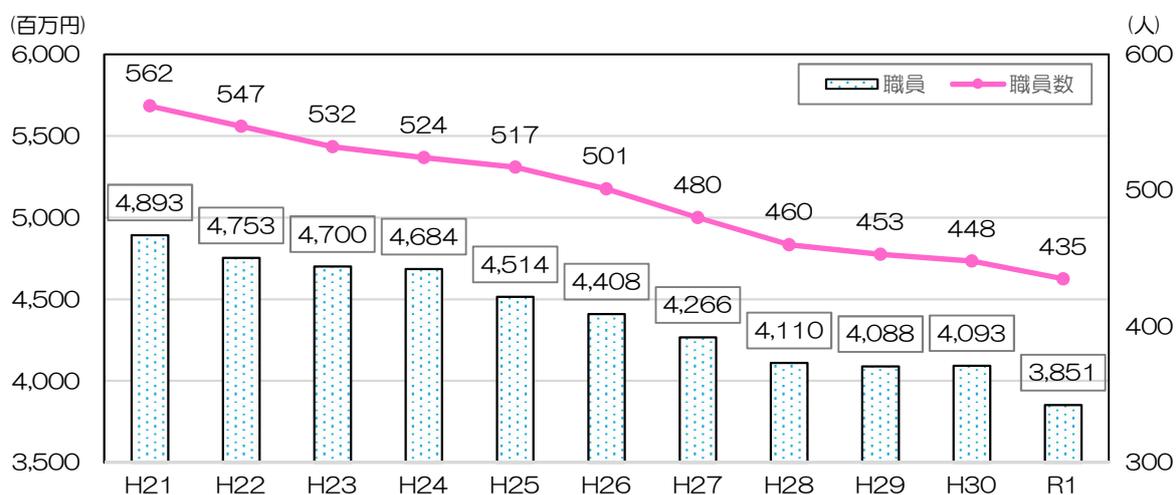
◆ 職員の定員適正化計画の進捗状況

(単位：人)

項目	合併時	H19	H20	H21	H22	H23	H24
計画職員数	626	617	599	578	562	550	540
実績職員数		612	592	562	547	532	524
減員数	—	▲14	▲20	▲30	▲15	▲15	▲8
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画職員数	528	507	487	460	457	452	439
実績職員数	517	501	480	460	453	448	435
減員数	▲7	▲16	▲21	▲20	▲7	▲5	▲13

(※ 各年度4月1日現在の人数)

◆ 市の職員に係る人件費・職員数の状況



◆ 市税・地方交付税の歳入決算の状況

(単位：千円・%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市税	3,680,768	10.3	3,622,317	11.1	3,625,421	10.2
市町村民税	1,386,320	3.9	1,378,283	4.2	1,354,790	3.8
固定資産税	1,825,338	5.1	1,773,076	5.4	1,792,585	5.0
軽自動車税	184,676	0.5	186,403	0.6	192,561	0.5
市町村たばこ税	262,176	0.7	263,893	0.8	268,083	0.8
入湯税	22,258	0.1	20,662	0.1	17,402	0.1
地方交付税	13,610,017	38.0	13,239,472	40.5	12,862,074	36.1
普通交付税	12,694,163	35.5	12,311,019	37.7	11,960,735	33.5
特別交付税	915,854	2.6	928,453	2.8	901,339	2.5

◆ 各種の財政指標の推移

(単位：千円・%)

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
財政力指数	0.26	0.26	0.25	0.25	0.25	
経常収支比率	85.4	84.4	83.9	86.5	86.3	
実質公債費比率	9.2	7.3	4.4	0.8	-2.0	
地方債残高	25,287,785	22,509,992	21,324,252	19,957,893	21,365,338	
積立金残高	22,356,479	20,615,542	19,326,590	18,075,511	17,253,299	
内訳	財政調整基金	4,387,992	4,385,641	3,488,739	3,490,286	3,491,131
	減債基金	11,084,616	9,260,901	8,559,028	7,072,533	5,606,616
	その他の基金	6,883,871	6,969,000	7,278,823	7,512,692	8,155,552

※ 実質公債費比率、地方債残高は、繰上償還の実施や歳出の抑制などにより改善が見られる結果となりました。

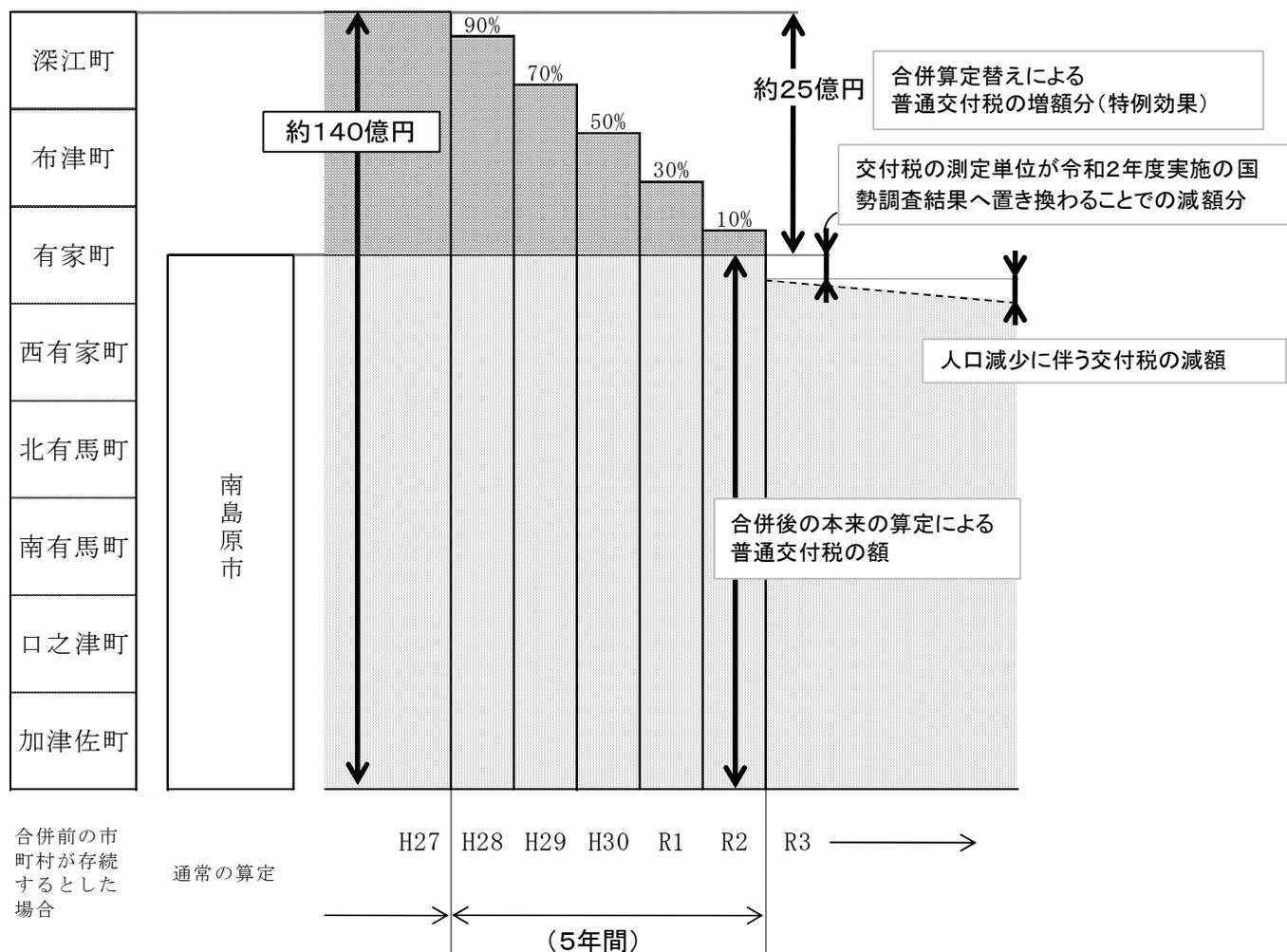
※ 繰上償還の実施により、地方債の残高は平成27年度に比べ39億円以上減少しております。

2 行政改革の必要性

(1) 交付税における合併算定替えの段階的な減額の終了、及び人口減少に伴う減額

税収が乏しく一般財源の多くを交付税に依存している本市では、令和2年度までの普通交付税合併算定替えの段階的減額に加え、交付税の測定単位の人口が令和2年度実施の国勢調査結果に置き換わることで、今後も交付税の減額が予想されます。そのため、第4次計画では、第3次計画に引き続き、財源の確保と、コスト削減を意識した取組が必要です。

◆普通交付税の減額イメージ図



(2) 人口減少社会への対応

少子高齢化とそれに伴う人口減少は、本市でも深刻な状況にあつて、令和7年度には生産年齢人口よりも高齢人口のほうが多くなる状況が予想されています。

このような厳しい将来予測がされている中で、自治体は、生産年齢人口の減少に伴う地域社会の衰退や、歳入減少に伴う行政サービスの質の低下を防ぎつつ、変化し続ける社会情勢や多様化する行政ニーズにも対応していかなければなりません。

このため、職員が、企画立案や地域社会支援、住民への直接的なサービス提供といった職員でなければできない業務に注力できるよう行政事務の効率化を進めるとともに、本市においても国が推進する「スマート自治体」の取組を進めるなど、「人口減少社会に対応した行政」の構築に積極的に取り組む必要があります。

これにあわせて、電子申請等による来庁の機会や接触を低減するといった、感染症の蔓延防止や職員個々の能力を高める取組も必要となってきます。

3 行政改革の基本項目

「歳入の減少」や「歳出の増加」、「社会情勢の変化」等への対策として、これまでの行財政改革の趣旨である、「簡素で効率的な行政運営の推進」と「健全な財政運営の確立」に、「持続可能な行財政運営」を加えた3点を位置づけるとともに、これらを実現するために、次の4つの項目を第4次行政改革大綱の基本項目に掲げ、具体的な実施計画を策定し、行政改革に取り組むこととします。

◆基本項目

1. 選択と集中による行財政運営
2. 健全で持続可能な財政基盤の確立
3. スマート自治体の推進
4. 効率的な組織の構築と職員力の向上

4 行政改革の基本方針

■ 実施期間

第4次行政改革大綱の実施期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

■ 推進体制

市長を本部長とする「行政改革推進本部」において、実施計画となる集中改革プランを策定し、取り組みます。

また、行政改革の進捗状況を、「行政改革推進委員会」に報告するとともに、ホームページ等で公表します。

5 行政改革の具体的な取り組み

《基本項目 1》 選択と集中による行財政運営

■ 事務事業の見直し

限られた財源の中で、予算を必要性の高い事業に重点的に配分するなど、「選択と集中」による行政運営が求められています。

現在市が行っている事務事業について、政策評価による総点検を行い、その必要性や費用対効果を十分検証しながら、スクラップ・アンド・ビルドによるさらなる見直しを行います。

また、公共施設等総合管理計画とその個別施設計画に基づいた適正管理を確実に進め、将来的な財政負担の軽減を図ります。

加えて、公共施設の管理経費の縮減を図るとともに、利用者の満足度を向上させるため、民間事業者による運営が適しているものについては、指定管理者制度の導入を推進します。さらに、既に指定管理している施設についても、将来を見越した運営方法やそのあり方について改めて検討します。

【主な取り組み】

- ・ 政策評価による事務事業の総点検
- ・ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の推進
- ・ 指定管理者制度の導入の推進
- ・ コミュニティ原城及び原の館（原城温泉真砂）のあり方について

■ 地域協働の推進

将来の人口減少と少子高齢化に伴う地域住民の繋がり希薄化を避け、行政と市民との協働による魅力あるまちづくりを推進するため、情報を分かりやすく市民に提供するとともに、市民が主体的に行う公共性・公益性の高いまちづくり事業に対する支援を行います。

また、地域を活性化するために、共助に努める地域運営組織の設立を支援します。

【主な取り組み】

- ・ 市民団体との協働の推進
- ・ 地域運営組織設立支援

《 基本項目 2 》 健全で持続可能な財政基盤の確立

■ 財政の健全化

人口減少に伴い交付税が縮減される中、市民にとって必要なサービスを可能な限り維持し、人口減少社会に対応した持続可能な行政運営を行うために、国や県等の動向を注視し、中長期の財政運営の見通しを立て、検証を行いながら、健全な財政運営に努めます。

【主な取り組み】

- ・ 中期財政計画による財政運営の検証及び財政指標の公表

■ 債権の適正管理

市税等の安定的な収入と市民負担の公平性を図るために、債権管理の適正化に向けた取組を推進します。

また、市税や使用料などの滞納額を縮減するために、各債権に合った効果的な取組を進めます。

【主な取り組み】

- ・ 債権管理の適正化に向けた検証
- ・ 市税等の滞納徴収強化
- ・ 雲仙普賢岳噴火災害に係る生活安定再建資金の滞納徴収強化
- ・ 保育料の滞納徴収強化
- ・ 住宅使用料金の滞納徴収強化
- ・ 水道料金の滞納徴収強化
- ・ 保護費返還金の滞納徴収強化

■ 自主財源の確保

本市の財政状況は、歳入の約4割を交付税に依存しているため、自主財源の確保は急務であることから、市のホームページ、広報紙、公用車などを広告媒体として活用し、民間企業等の有料広告の掲載により、自主財源の確保を図るとともに、ふるさと応援寄付に関する取組を積極的に推進し、地域製品のPRと結びつけることで、地域経済の活性化を図ります。

また、用途廃止した財産や備品等の利活用を推進するとともに、売却可能なものは売却し、財産の有効活用と自主財源の確保に努めます。

【主な取り組み】

- ・ 広告料収入の確保
- ・ ふるさと応援寄付の推進
- ・ 遊休財産の利活用

■ 歳出の抑制

人口減少に伴った歳入減少に備え、不要不急な歳出を抑えながら計画性とコスト意識をもって業務に取り組む必要があります。

そのため、旅費の見直しや時間外勤務の縮減等に取り組み、歳出の抑制を図ります。

【主な取り組み】

- ・ 旅費の見直し（宿泊料の統一）
- ・ 時間外勤務の縮減
- ・ 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進

《 基本項目 3 》 スマート自治体の推進

■ 行政手続きのデジタル化

国の進めるスマート自治体では、人口減少が深刻化しても自治体が持続可能な形で行政サービスを提供することで住民福祉の水準を維持するとともに、職員を事務作業から解放することで、職員が企画立案や地域社会支援、住民への直接的なサービス提供といった、より価値のある業務へ注力することが目指すべき姿とされています。

本市においても、人口減少社会へ対応するために国が推進する「スマート自治体」の取組を進める必要があることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも行政手続きの紙から電子への転換を進め、市民等が市役所窓口に来る負担軽減を図ります。

また、マイナンバーカードの本市における交付率は、全国の交付率を大きく下回っていることから、高齢者にとっても分かり易い説明と推進方法を検討し、取得推進に努めます。

【主な取り組み】

- ・ マイナンバーカードの取得推進
- ・ 各種申請のオンライン化の推進
- ・ 工事における電子入札の拡大

■ 行政事務の効率化

少子高齢化とそれに伴う人口減少による地域社会の衰退や、歳入減少に伴う行政サービスの質の低下を防ぎつつ、多様化する行政ニーズに対応することが求められています。

このため、職員が、企画立案や地域社会支援、住民への直接的なサービス提供といった職員でなければならない業務に注力できるよう、ICT技術を用いて行政事務の効率化に努めます。

また、国の進める「書面、押印、対面」を原則とした制度等の転換についても、国の動向を注視しながら、見直しを進めます。

【主な取り組み】

- ・ 押印申請の見直し
- ・ AI、RPA等の利活用
- ・ 電子決済の推進
- ・ 庁内における会議の効率化
- ・ 職員の出退勤管理のシステム化による業務の効率化

《基本項目 4》 効率的な組織の構築と職員力の向上

■ 効率的な組織の構築

今後の歳入減少や人口減少などを見越し、市民サービスを維持できる職員数を見極めながら、職員の定員適正化に取り組みます。

また、国における定年延長の動向に注視し、必要に応じて定員適正化計画を見直します。

【主な取り組み】

- ・定員適正化計画の推進

■ 職員力の向上

限られた職員数の中で、住民福祉を可能な限り維持しつつ、人口減少社会に対応した行政運営を行うためには、職員個々の能力を高める必要があります。

そのため、市の人材育成基本方針に基づき、内容を充実させ、知識豊かな職員の育成と資質の向上に有効なものとなるよう、計画的に職員研修等を実施するとともに、職員一人ひとりの「やりがい」「やる気」を掘り起こし、個人の能力を最大限に発揮させるため、人事評価の反映方法について研究を重ね、組織を挙げた人材育成に努めます。

また、工事の日常管理及び成績評定に関する能力の向上と公平性を確保するため、研修等を通じて職員の資質向上にも努めます。

【主な取り組み】

- ・職員の資質向上と意識改革
- ・公共工事の品質確保